

令和 9 年度

多摩市 学童クラブ

入所申請のご案内

令和 9 年 4 月入所 申請期間（第一期分）

申請期間

日程：令和 8 年 10 月 5 日（月） ～ 11 月 20 日（金）

※不足書類がある方は、11 月 2 日（月）～11 月 20 日（金）の間で申請が可能です。

※第二期以降の申請期間については P.7 を参照ください。

申請方法

令和 9 年度入所申請より原則インターネット申請のみとなります。

※インターネット申請の場合は、申請画面への入力により手続きが完了するため本案内には「入所申請書」「学童健康調査票」は含まれておりません。インターネット環境がないご家庭につきましては市役所窓口での申請も可能です。窓口での受付をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

※就学相談中のご家庭は、事前にご連絡ください。

※受付の詳細は P.6 を参照ください。

～ご申請にあたって～

前年度と変更点がありますので必ず全ての内容をご確認ください。

※主な変更点については、次ページに記載しております。



申請フォームはこちら

多摩市 子ども青少年部 児童青少年課

電話：042-338-6884(直通)

042-375-8111(代表)



多摩市ホームページ

「令和 9 年度 学童クラブ
入所申請受付について」

前年度申請からの主な変更点について

※主な変更点としては①～⑧になりますが、その他軽微な変更も行っております。申請前に本案内をよく確認の上、申請してください。

①申請方法について、原則インターネット申請のみになりました。

※就学相談中のご家庭やインターネット環境がないご家庭等につきましては市役所窓口での申請も可能です。窓口での受付をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

※医療的ケアが必要なご家庭についても、事前にご相談ください。

②申請期間・審査方法を変更しました。

※詳細については、P.7「申請期間について」、P.10「審査方法」を参照ください。

③申請項目に「学童クラブ利用予定日記入欄」を追加しました。

- ・学童クラブの利用見込みを事前に把握し、円滑な運営の参考とするためにご記入いただくものです。
- ・原則、入所申請時に申請いただいた曜日の利用となります。申請していない曜日にスポットで利用したい、入所決定後に利用予定日に変更となった場合は、利用する施設へご相談ください。
- ・利用予定日数によって入所選考の点数が変動することはありませんので実態に即した利用予定をご記入ください。（利用日数による使用料等の変更はありません。）

④学童クラブ費・延長育成料の滞納家庭に対して、調整指数の減点方式を導入します。

- ・学童クラブは利用者皆さんの負担も含めて成り立っている事業です。安定した事業運営のため、使用料等の納付へのご協力をお願いします。
- ・令和9年4月入所申請は令和8年11月末までに学童クラブ費または延長育成料について「令和8年度分3ヵ月以上の滞納がある家庭」「同年度6ヵ月以上の滞納がある家庭」「令和8年度以前の滞納がある家庭」に減点方式を導入します。
- ・滞納されているご家庭につきましては、11月中旬ごろに「未納のお知らせ通知」を郵送しますのでご確認ください。

※詳細については、P.23「令和9年度入所選考基準表①」を参照ください。

⑤学童クラブの申請対象を拡大しました。

- ・小学5～6年生で特別支援教室に在籍している児童も申請が可能になりました。また、特別支援学校または特別支援学級、特別支援教室に在籍していない小学5～6年生についても多摩市所定の診断書の提出により学童クラブの必要性が判断できれば申請が可能になりました。

※ただし、調整指数の加点については特別支援学校または特別支援学級に在籍の児童のみとなります。

前年度申請からの主な変更点について

⑥在職（内定）証明書・内職等就労申立書の提出方法が以下の2種類になります。（どちらの方法で提出いただいても構いません。）

- 1 従来通り事業所に在職（内定）証明書・内職等就労申立書をデータや紙で作成してもらい、保護者が証明書のデータ、または写真を申請書に添付して申請をしてください。
- 2 (1)保護者から事業所に在職（内定）証明書・内職等就労申立書の下記申請フォームへの直接入力を依頼してください。
(2)事業所が下記の URL または二次元コードから申請フォームへログインし、フォーム内の項目を入力後、送信ボタンを押して送信を完了してください。

<https://logoform.jp/form/4N4o/1591555>



- (3)最後の画面に、「受付番号」（ローマ字2文字数字8文字の合計10文字の番号）が発行されます。事業所から受付番号を必ず伺ってください。
（※入所申請の際に必須入力項目となります。）
- (4)保護者は入所申請フォームに事業所から伝えられた受付番号を忘れずに入力してください。
※証明書の内容の詳細を知りたい場合は、発行元の事業所へ直接お問い合わせください。

⑦臨時学童クラブの整備を予定しています。

愛宕南学童クラブの待機児童臨時対策として、

『（仮称）多摩市こども家庭センター（豊ヶ丘）内臨時学童クラブ（通称：たまっこ学童クラブ）』

を令和9年4月1日から運営開始する予定です。

- ・多摩市こども家庭センター（豊ヶ丘）内で、定員50名規模での整備を予定しています。

※ただし入所案内発行時点の予定であり、多摩市議会における予算の承認を経て決定します。

※申請等の詳細はP.21「Q&A」、P.29「申請書の書き方・コード一覧」を参照ください。

⑧放課後見守りサービスを終了します。

- ・学童クラブの待機児童解消緊急対策として現在2か所（富士ヶ丘幼稚園・こころ保育園）で実施中の放課後見守りサービス事業は、上記（通称）たまっこ学童クラブ及び南鶴牧小放課後子ども教室の整備に伴い令和9年3月31日（水）をもって、実施を終了します。

※放課後見守りサービスとは富士ヶ丘幼稚園・こころ保育園の空き教室を利用して放課後の居場所を提供する事業です。

子どもたちの 放課後の居場所のご案内

	放課後子ども教室	学童クラブ	児童館
事業内容	全児童が放課後に学校施設(校庭、体育館、教室等)で自由に遊びと学びを行うことのできる「居場所」(子どもをお預かりする事業ではありません)	保護者が仕事や病気入院等により昼間家庭にいない児童を預かり、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設。	スポーツ、文化、創作活動等を通じて、自由に遊んでいくなかで健全育成を図る施設。世代間交流や乳幼児親子対象の催しも実施。
対象者	該当小学校に在籍する1年生～6年生	入所要件を満たし、申請した結果、入所決定した原則1～4年生	乳幼児から小・中学生、18歳までの方とその保護者の方
日時	学校により開催日時は異なります 詳細は HP をご確認ください  ※一部学校では週5日実施中 詳細は事項の案内をご確認ください	開所日:月～土曜日 時間:下校時～午後6時(延長育成は午後7時まで) ※学校休業日は午前8時から ※延長育成料は別途発生します。詳細は P.13 をご確認ください	開館日:月～土曜日 時間:9時～18時 ※開館が9時30分からや10時から の館もあります。一部、日曜日 も開館している館や18時から19時 を中高生専用時間帯としている館 もあります。詳細は各館にお 問い合わせください。
費用	無料	7000 円/月	無料
場所	小学校内教室、校庭や体育館など	学童クラブ育成室を中心に校庭など。施設所在地	市内10館(詳細は以下の二次元コード参照) 
特徴	・登録すれば自由に行ける場所が校内にできる！自由に過ごせる！ ・地域の方と協力したプログラムがあることも！	・生活の場の提供 ・集団の中での育成	・自由に来て自由に過ごせる！ ・各種行事を通したいろいろな体験！ ・一人でも友達とでも家族でも楽しめる！ ・子どもに関係するなら何でも気軽に相談できる！ ・学校、学年、性別を問わず交流することができる！
こんな方に	・同じ学校の子と過ごしたい方 ・放課後学校内で安全に過ごしたい方 ・遊んだり、宿題をしたり、自由に過ごしたい方 ・塾や習い事が始まるまでの過ごす時間を求めている方 など	・両親ともフルタイムで働いている方 ・ひとり親でお仕事をしていたり、学校に通っていたりする方 など	・学校以外の居場所を求める方 ・地域で好きな時間に安全に遊ぶ場所を求める方 ・地域行事への関わりに興味のある方 ・親子で過ごしたい方 など

この他にも、習い事や祖父母宅、ひとりで留守番など、ご家庭の状況、お子さんの状況で様々な放課後の過ごし方があります。ぜひ、親子でお話してください。

多摩市 放課後 子ども教室

利用のご案内

放課後子ども教室とは、放課後に学校施設で、子どもたちが安全・安心に遊べる「広場」です。学童クラブのような「預かり」の場ではなく、児童が自由に来て遊びと学びを行うことのできる「居場所」です。

週5日実施校について

以下の学校で、法人委託による週5日実施を行っています

実施校

連光寺小学校・貝取小学校・東寺方小学校・南鶴牧小学校・多摩第一小学校・多摩第二小学校
※最新の情報については、多摩市ホームページをご確認ください

日 時

毎週月曜～金曜日（祝日を除く） 下校時～午後5時
※長期休業中については午前9時～午後5時

申込み

参加には申請フォームからの登録が必要です、詳細は公式ホームページをご確認ください
※新1年生に対しては、2月頃にご案内を行う予定です

週5日実施校 3つのポイント

1

入退室をお知らせ！

入室時と退室時にカードをタッチするとアプリへ通知を行います

2

利用料無料！

利用にあたって、費用は一切かかりません

3

長期休業中も実施！

夏休みや冬休みについても週5日で実施します
※学校により一部閉室となる日がございます

多摩市ホームページ
<https://www.city.tama.lg.jp/kosodate/1008019/1008036/1012504.html>



活動の様子を動画で公開中！



もくじ

- P.1 学童クラブとは
- P.2 申請の要件
- P.3 最低要件と必要書類
- P.5 申請から入所決定まで
- P.6 インターネットでの申請受付について
- P.7 申請期間について
- P.8 申請における留意点
- P.9 学童クラブの希望変更について
- P.10 審査方法/年度途中の入所申請について
- P.11 入所保留となった場合の取り扱い/8月入所の要件緩和について
- P.12 入所申請後の変更について
- P.13 学童クラブ費・延長育成料について
- P.14 減免について
- P.15 退所について/入所後の取消について/その他のお知らせ
- P.16 Q&A
- P.23 令和9年度入所選考基準表
- P.25 学童クラブ配置図
- P.26 学童クラブ一覧
- P.27 希望学童クラブの選択について
- P.28 必要書類チェック表
- P.29 申請書の書き方・コード一覧

学童クラブとは

学童クラブとは、保護者が仕事や病気入院等により昼間家庭にいない、小学校に就学している**原則新1年生から新4年生**の児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です。

日常生活の中で起こりうる様々な問題に対応しながら、一人で留守番ができ、困ったときに自分で判断できるような生活力が身につくように支援しています。

育成時間は、下校時から午後6時までです。学校休業日（夏休み、冬休み、土曜日など）は午前8時から午後6時となります。学童クラブでは午後5時には子どもたちだけで集団降所します。午後5時以降の時間を利用する場合は保護者の方にお迎えにきていただきます。

午前8時～午前9時・午後5時～午後6時の時間を利用する場合は入所後に別途届出が必要です。これを「**時間延長（朝延長・夕延長）**」といいます。

また、モアサービスとして午後7時までの「**延長育成**」を実施しています。各学童クラブにて別途申請が必要です。別途料金がかかります。

午前8時	午前9時	午後5時	午後6時	午後7時
時間延長 （朝延長）	育成時間		時間延長 （夕延長）	延長育成 （モアサービス） （別途料金）

※学童クラブでは児童の送迎はいたしません。保護者の責任で登降所をお願いいたします。

申請の要件

入所の申請ができる方は、令和9年4月1日現在多摩市内に居住している**原則小学1年生から4年生**で、次の1～6までのいずれかに該当し、その児童の監護に当たることができないと認められる保護者です。

※ただし、特別支援学校または特別支援学級・特別支援教室に通学している児童または、上記に在籍していない児童についても多摩市所定の診断書の提出により学童クラブの必要性が判断できれば5・6年生まで申請可能です。その他の5・6年生は、8月一時入所に限り申請可能です。

単年度毎の申請です。在籍中の方が優先されることはありません。

1. 保護者が就労（就学）しているため。

（次ページ「就労」要件等の最低条件に該当していること）

2. 保護者が出産、疾病、心身障害等のため。

（出産の場合は出産月と前後2ヶ月の入所期限、心身障害は4級・4度以上）

※育児休業取得中の場合は復帰を条件に受付します。詳細は次のページをご覧ください。

3. その児童の親族で長期にわたる疾病・心身に障害のある者がいる等、

児童の保護者が居宅内又は居宅外で常時看護や介護に従事しているため。

4. 保護者が求職中のため。（3ヶ月間の入所期限）

※新4年生以上の保護者は求職中の要件では申請できません。

※求職中での新年度申請は第三申請受付期間以降（P.7参照）での受付となります。

※求職中の要件での申請は年度内1回限りです。

5. その児童の家庭が、火災等により家屋の損傷その他災害復旧のため。

6. 前各号に掲げるもの以外の理由で市長が認める場合。

※ 次のいずれかに該当する場合は、保護者が上記要件を満たしていても入所の資格がありません。

- 1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められる場合。
- 2) 児童が学童クラブの管理上支障があると認められる場合。
- 3) その他市長が入所を不相当だと認める場合。

最低要件と必要書類

1. 必要書類

- ・添付書類（各要件の証明書類）

2. 添付書類について

保護者（両親）の入所要件毎に、**提出時の3ヶ月以内**に発行された証明書類の添付が必要

です。以下の表を参照の上、必要な書類を添付してください。

※P.28の「必要書類チェック表」もご参照ください。

要件確認用のフォームはこちらから！

該当項目を選ぶだけで

要件と必要書類が簡単に

確認いただけます



要件	最低条件	提出書類
就労	・勤務時間が日中4時間以上 ・勤務時間が午後3時から午後5時のいずれかの時間帯を含むこと（夜勤の場合は午後10時から午前5時のいずれかの時間帯を含むこと） ・上記2条件を満たす勤務日が月12日以上 ・以上3条件をすべて満たすこと ※育児休業中の場合は入所月の翌月1日までに復帰すること	①在職（内定）証明書（児童青少年課指定様式） ※今年度より電子申請も可能です。 https://logoform.jp/form/4N4o/1591555 ※複数勤務の場合は、全ての勤務先の在職証明書を提出してください ②日によって就労時間数や時間帯が変わる場合は、2カ月分のシフト表（就労内定は標準シフト） ③法人格を持たない個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し（事業所得が記載されており、税務署に申告しているもの） ※困難な場合は、個人事業主であることが客観的に確認できる書類（開業届・営業許可証など）
就学	・通学していること（在宅での通信教育は不可） ・授業時間が日中4時間以上 ・授業時間が午後3時から午後5時のいずれかの時間帯を含むこと ・上記3条件を満たす通学日が月12日以上 ・以上4条件をすべて満たすこと	①入学許可証や学生証のコピー等、就学（予定）している期間や所在地がわかる書類 ②時間割等就学の日数、時間がわかる書類 ※ひと月ごとの時間割を提出する場合は2カ月分を添付してください
疾病	・入院又は自宅療養していること	①診断書（児童青少年課指定様式） または自立支援医療受給者証のコピー等 ※入院の場合は、診断書に期間を記入

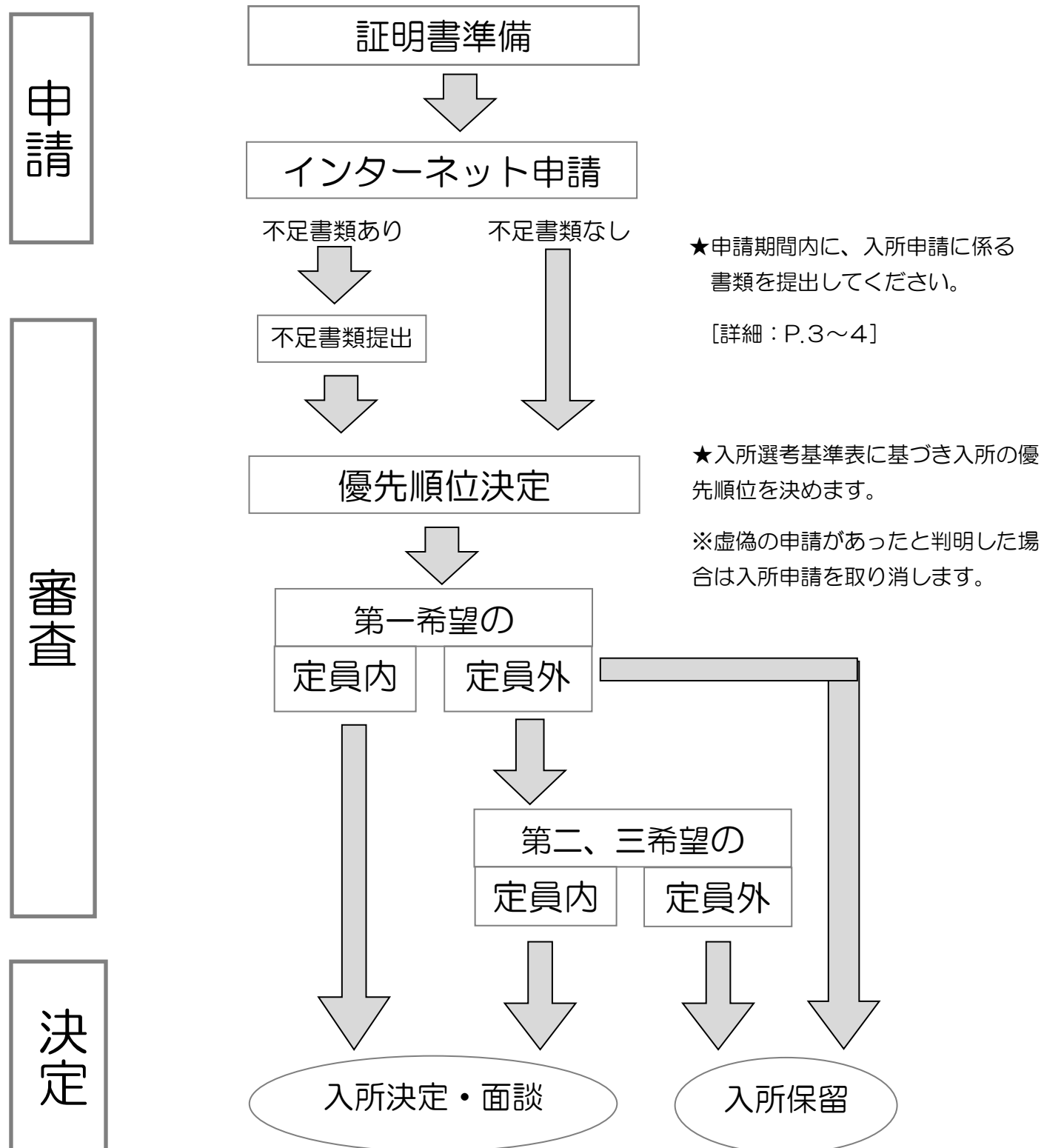
障害	・心身障害(4級・4度以上)	①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー等
出産	・出産月とその前後2ヶ月間	①母子手帳の分娩予定日がわかるページのコピー
看護・介護	・親族等を常時介護・看護している ・月12日以上介護・看護に従事 ・日中4時間以上 ・介護・看護している時間が午後 3時から午後5時のいずれかの 時間帯を含むこと 以上4条件をすべて満たすこと	①看護・介護要件申告書（児童青少年課指定様式） ②被看護・介護者の診断書（児童青少年課指定様式） または要介護認定証、身体障害者手帳等のコピー ※同居者の介護・看護をしていて、かつ通院の付き添い等で月 12 日以上外出して介護・看護している場合、そのことを証明する書類を提出してください。
求職	・求職のため常時外出していること （在宅での求職活動は不可） ※4年生以上は求職要件での申請不可 ※年度内1回限りの適用	①ハローワークカードのコピー等求職していることがわかる書類、または求職要件申告書（児童青少年課指定様式）

20歳以上65歳以下の同居者がいる場合	同居者の要件に該当する書類 ※保護者と同様に就労、就学、疾病、障害、看護・介護等の要件が必要です （提出は任意ですが提出がないと指数が減点となります）
ひとり親家庭等 ※右記のいずれか一点（コピー）	○ひとり親家庭等医療費助成制度のマル親医療証 ○児童扶養手当証書 （証書をお持ちでなくても受給資格がある方は、児童青少年課にご相談ください。） ○戸籍謄本 ○調停期日通知書（離婚調停中の場合） ○弁護士等が発行する、離婚調停中であることを示す書類 ○その他、ひとり親家庭であることがわかる書類
児童が特別支援学級・学校に在籍(予定)の場合	特別支援学級または特別支援教室の場合：「在籍（予定）学級・教室の照会について」 特別支援学校の場合：学校が証明する通学証明書
児童が右にあげる手帳を所持している場合	身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の写し （種・級の分かる部分）

※ 会社等の都合により申請受付時に在職証明等の添付書類が揃わない場合は、各申請受付期間の最終日から起算して 14 日以内に提出することを条件に受付をいたします。

※ 内定証明書を提出した方につきましては、入所後2ヶ月以内に在職証明書等を提出してください。

申請から入所決定まで



★新規申請で、希望学童クラブの施設定員内に入った場合、親子面談があります。日程については、学童クラブからハガキや電話等でお知らせします。（※既に入所している児童は省略する場合があります。）

★入所の可否に関わらず、文書で結果を通知します。面談の連絡が来ても、入所決定ではありませんので、通知を必ず確認してください。

インターネットでの申請受付について

第一期の学童クラブ入所申請をされる方は、次の通りお手続きください。（第二期以降についてはP.7をご参照ください）

なお、申請内容に不備があり、児童青少年課からの確認の連絡にに応じていただけない場合は申請を保留とする場合があります。

【申請方法】

申請フォームについては、多摩市ホームページに掲載しています。下記 URL、二次元コードよりホームページにアクセスし「入所申請をする」の欄からお手続きください。

インターネット申請の場合、**各要件の証明書類の画像データ(写真・PDF など)を添付する必要があります。** 必ずご自身の申請に必要な書類をご確認、ご用意したうえでご申請ください。

期間：令和8年 10月 5日（月）～ 令和8年 11月 20日（金）

※不足書類がある場合は 11月2日（月）～11月20日（金）

※受付最終日の 23 時 59 分までに送信完了されたものを受付します。



「インターネットでの令和9年度学童クラブ関係の申請について」

URL： <https://www.city.tama.lg.jp/kosodate/1008019/1008036/1015780.html>

申請期間について

第一期の申請受付期間を過ぎた場合でも、4月入所分として令和9年2月26日（金）まで引き続き追加申請を受付します。ただし、定員を超えた場合等には、入所保留となります。

※求職中での申請は「第三期」申請受付期間からです。

【受付期間】

期	申請期間	決定通知発送時期
第一期	令和8年10月 5日（月）～令和8年11月20日（金）	2月中旬
第二期	令和8年12月 7日（月）～令和9年 1月15日（金）	3月上旬
第三期	令和9年 2月 1日（月）～令和9年 2月26日（金）	3月中旬

※申請方法については第一期と同様、原則インターネット申請のみになります

申請における留意点

【申請するにあたって】

- ・4月入所の申請は、原則**申請した「申請期」**が早いほど優先されます。

同申請期内は、いつ提出していただいても**優先順位は変わりません**。

（例：第二期よりも第一期を優先します。第二期内では優先順位は変わりません。）

- ・申請受付時に在職証明等の書類が揃わない場合は、各申請受付期間の最終日から起算して**14日以内**に提出することを条件に受付をします。
- ・現在**求職中**（4月からの仕事が決まっていない）の方は、**第三期申請受付期間からの受付となります**。現在、学童クラブに在籍中であっても第二期申請受付期間以前では申請できませんのでご注意ください。
- ・育児休業法に基づく**育児休業中の方は令和9年5月1日までに復帰予定の方のみ**申請可能です。また、令和9年5月2日以降の終了予定でも切り上げ予定であれば、申請可能です。

【申請書の訂正】

申請書を提出した後に記載内容を訂正、及び変更する場合には、**各申請期間内に訂正してください**。訂正や変更がある場合には、児童青少年課までご連絡ください。

【申請の取下げ】

提出した申請書を取り下げる場合には、「学童クラブ入所申請取り下げ書」を**入所予定月の前月末まで**に提出してください。取り下げ書は児童青少年課及び各学童クラブにあります。多摩市公式ホームページからのダウンロードも可能です。（インターネット申請可）

学童クラブの希望変更について

学童クラブの希望を変更する場合は、「学童クラブ変更願」の提出が必要です。**その場合、変更が発生した時点での再申請の扱いとなり、待機児童内の順位に変更が生じる可能性があります。**年度当初申請であれば各申請期の締切日、年度途中であれば毎月 10 日の申請締め切り日までに提出してください。

例①：第一期で申請し、第二期など別の申請受付期間に第一希望の変更または第二・第三希望の追加をするため希望変更届を提出する場合。

→第一期での申請を取り下げて、第二期で再申請を行った扱いになり、順位が変更されます。

例②：第一期で申請し、同一期間である第一期の申請期間内に第一希望の変更または第二・第三希望の追加をするため希望変更届を提出する場合。

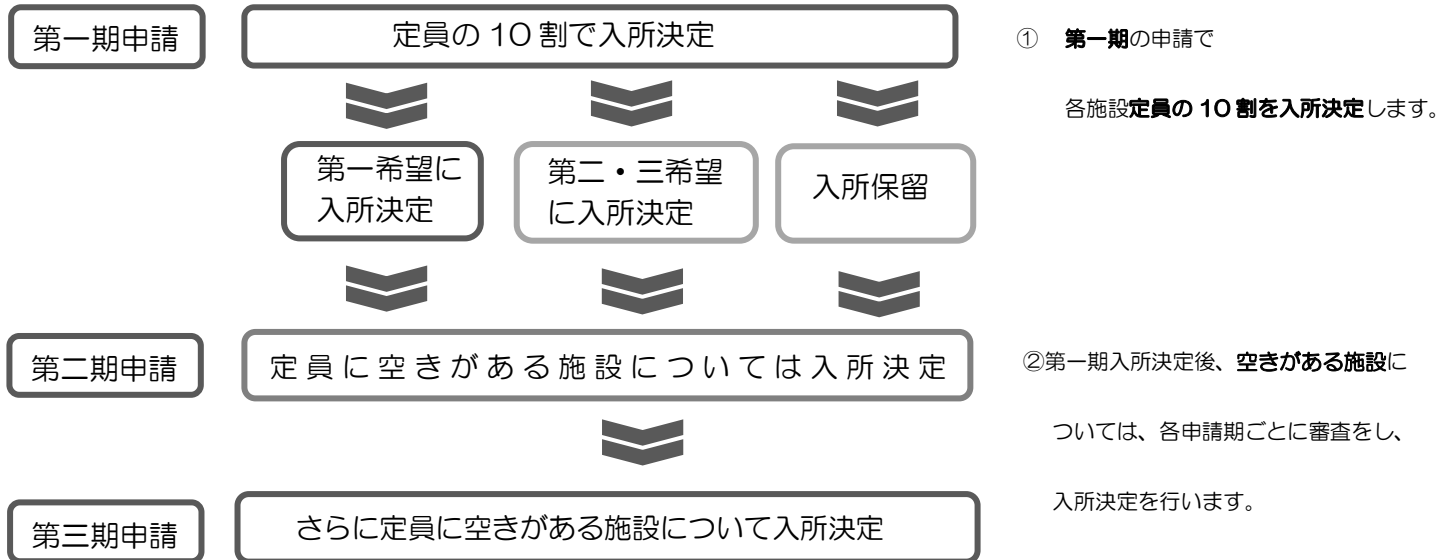
→同一期間内のため、順位に変更はありません。

学童クラブ変更願は児童青少年課及び各学童クラブにあります。多摩市公式ホームページからのダウンロードも可能です。（インターネット申請可）

※また、令和 9 年度の申請から、希望する学童クラブの変更を申請する際に、第一希望の学童クラブを変更した結果、その学童クラブが待機となった場合について、現在入所している、又は入所が決定している学童クラブへの在籍を引き続き希望するかを選択できるようになります。

審査方法 <申請期間における入所決定について>

【第一期及びそれ以降に申請された場合】



<同じ申請期間に申請した場合の審査>

同じ申請期間内の審査においては、まず第1希望施設ごとに順位付けをし、第1希望について全施設審査をします。第1希望の方を全員受け入れてもなお定員に余裕がある施設については、第2希望の審査及び受入れを行います。第2希望の方を全員受け入れてもなお定員に余裕がある施設については、第3希望の審査及び受入れを行います。

<順位の並び替えについて>

令和9年3月31日までは、第一期以外は早く申請した期間順に優先されます。

令和9年4月1日からは、申請した期間に関わらず、家庭につけた点数順に並び替えます。

年度途中の入所申請について

年度途中に入所を希望される方は、原則毎月10日（土日祝日に当たる場合は翌開日）までに申請されますと、翌月1日付入所の受付となります。ただし、希望施設が定員を超えている場合等には、入所保留となることがあります。

【受付方法】

- 原則インターネット

入所保留となった場合の取り扱いについて

各申請時期ごとに再審査を行いますので、再度の申請は不要です。

退所や取下げなどで施設に空きが発生し、入所が可能となった場合には通知やお電話にてご連絡します。

入所をお待ちいただく間の居場所として、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる「ランドセル来館事業」をおこなっています。その年の待機状況により実施館が異なりますので、ランドセル来館を実施する場合には、学童クラブの保留通知に実施のお知らせを同封します。

※連光寺小・貝取小・東寺方小・南鶴牧小・多摩第一小・多摩第二小学校については放課後子ども教室を平日週5日(学校休業日を含む)実施しています。詳細については本冊子内の案内チラシをご参照ください。

8月入所の要件緩和について

8月一時入所として、8月1日から8月31日の間の入所申請を受け付けます。

また、就労等での入所要件を「午前9時から午後5時までのいずれかの時間帯を含む日中4時間以上の勤務時間等で、かつこの条件を満たす勤務等の日数が1カ月間に12日以上」とし、1～6年生の全児童まで申請を受け付けるよう緩和します。

なお、8月での確実な入所を保証する制度ではございません。希望施設が定員を超えている場合には、入所保留となることがあります。

※通年入所保留中の場合は、定員に空きが出た段階で再審査を行うため、改めて8月入所の申請をしていただく必要はありません。

【受付期間】

令和9年6月11日（金）～ 令和9年7月12日（月）

⇒ 決定通知は7月下旬に発送予定

【受付方法】

・原則インターネット ※6月11日（金）より多摩市公式ホームページにて公開

入所申請後の変更について

入所申請後、申請内容に変更が生じた場合は、「**身上等異動届**」により必要書類を添付して届け出てください。各種書類は各学童クラブ、市役所児童青少年課、多摩市ホームページから入手可能です。各学童クラブまたは市役所児童青少年課へ直接持参以外にインターネット・郵送での提出も受け付けております。

※入所保留の場合でも、各月の入所申請締切日ごとに再審査をして入所順位を決めますので、速やかに提出してください。

以下は主な変更内容別の必要書類の例です。※その他詳細は、市役所児童青少年課へご確認ください。

変更内容等	必要書類	入手方法	留意点	提出先・方法
転職した 新たに仕事を始めた	① 身上等異動届（両面記入） ② 在職証明書	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	就労の最低要件（P.3参照）を満たさなくなった場合には入所要件がなくなります。入所前は学童クラブ入所申請取り下げ書、入所中であれば学童クラブ退所届を提出してください。	学童クラブ 児童青少年課 インターネット
職場が異動になった （勤務形態は変更がない）	① 身上等異動届（両面記入）	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	会社や勤務形態に変更が無い場合は在職証明書は必要ありません。	
仕事を辞めて 求職中となった	① 身上等異動届（両面記入） ② ハローワークカードの写し等 または求職要件申告書	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	求職中での入所期間は3か月です。入所後3か月以内に要件の変更が無い場合は、退所となります。 ※4年生以上は求職中の要件はありません。 ※第三期のみ申請可能。 ※退職日を記入してください。	
仕事を辞めて出産する	① 身上等異動届（両面記入） ② 母子手帳等の写し （出産予定日が分かるページ）	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP 各自で ご用意下さい	出産での入所期間は出産月と前後2ヶ月の計5ヶ月です。その後要件の変更が無い場合は入所要件がなくなりますので、退所となります。	
仕事はやめずに出産し 産前産後休暇のみ取得する	① 身上等異動届 ② 復職証明書（復職後に提出）	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	身上等異動届には出産予定日と産前産後休暇のみを取得することを記載してください。 出産休暇が終了する月の翌々月までに復職証明書の提出が必要です。提出できない場合は退所となります。	
仕事はやめずに出産し 育児休暇も取得する	入所前：①学童クラブ入所申請取り 下げ書 入所後：①身上等異動届 ②退所届	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	入所要件がなくなります。学童クラブ入所申請取り下げ書を提出してください。 身上等異動届には出産予定日と育児休暇の期間を記載してください。原則、産後休暇が終了する月の20日までに退所届を提出してください。	
就学した	① 身上等異動届（両面記入） ② 在学証明等（任意の書式） ③ 時間割等 （就学日数、時間がわかるもの）	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP 各自で ご用意下さい	就学の最低要件（P.3参照）を満たさなくなった場合には入所要件がなくなりますので、入所前は学童クラブ入所申請取り下げ書、入所中であれば学童クラブ退所届を提出してください。 なお、在宅の通信教育等は該当しません。	
その他、当初申請理由から 変更が発生した場合	① 身上等異動届（両面記入） ② その理由が証明できる任意の書類	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP 各自で ご用意下さい	要件毎に証明書類の添付が必要です。 証明書類については、P3～P4をご確認ください。	
転居した	① 身上等異動届	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	家庭状況書の記入は不要です。	
希望する学童クラブを 変更したい	① 学童クラブ変更願	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	【年度当初申請】 学童クラブの希望を変更する場合は、変更が発生した時点での再受付の扱いとなります。 【年度途中申請】 原則、毎月10日までの提出で翌月1日からの変更受付となります。	
学童クラブの申請を 取下げる（入所前）	① 学童クラブ入所申請取り下げ書	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	入所予定月の前月末までに提出してください。	
学童クラブを退所したい	① 学童クラブ退所届	学童クラブ 児童青少年課 市公式 HP	原則、退所したい日が属する月の20日までに提出してください。	
口座の登録をしたい	① 多摩市学童クラブ費及び学童クラブ 延長育成料預金口座振替依頼書	学童クラブ 児童青少年課	初めて入所するお子さんは、口座登録が必要です。兄弟姉妹でも、各お子さんごとに登録が必要になります。必要事項を記入の上、各金融機関へ直接お持ちください。	各金融機関 【郵送不可】

学童クラブ費・延長育成料について

【学童クラブ費】

学童クラブ費は、学童1人ごとに月額当月払いです。

料金は現在**月額 7,000 円**です。料金が改定となる場合には、別途通知等でお知らせします。

【延長育成料】

学童クラブ延長育成（モアサービス）は、時間延長に加えてさらに延長を希望するご家庭に
午後6時から午後7時までご利用いただくものです。

対象は、就労時間や通勤時間等の事情により、午後6時以降も学童クラブでの育成を必要としていて、午後7時までにお迎えに来られる方です。

学童クラブ延長育成料は、学童1人ごとに**月額または日額の翌月払い**です。

料金は現在**月額 2,500 円、日額 500 円**です。料金が改定となる場合には、別途通知等でお知らせします。

＜月額利用と日額利用の比較表＞

	月額利用	日額利用
利用 料金	月 2,500 円	日 500 円
	<u>利用実績がなくても定額</u>	使った日数分だけ清算（上限なし） <u>※午後6時を過ぎた時点で 料金が発生します。</u>
減免	あり	<u>なし</u>
申込 方法	【開始】原則、利用開始月の 前月 20 日まで に申請 例）7月から利用したい：6月 20 日までに申請 【辞退】原則、利用を辞める 月の末日まで に手続 例）7月いっぱい辞める：7月末日までに手続	<u>利用の都度</u> に申請
支払 方法	利用月の翌月末に納入	月でまとめて、利用月の翌月末に納入
利用例	恒常的に <u>お迎えが午後6時を超える場合など</u>	急な残業、通勤手段の遅延など

【支払方法】

口座振替による納付をお願いします。月末に登録された口座からの引き落としを行います。

口座振替依頼書は入所決定通知に同封いたします。必要事項を記入の上、金融機関へ直接お持ちください。

※ 特別な事由により口座振替ができない場合は、納付書での納付も認めています。

減免について

【学童クラブ費・延長育成料の減額・免除】

次のいずれかに該当する方は、「学童クラブ費等減免申請書」を提出していただくと学童クラブ費と延長育成料（月額利用のみ）の減額・免除を受けることができます。

減免項目	必要要件	必要書類
生活保護 （全額免除）	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者。	学童クラブ費等減免申請書
住民税非課税 （全額免除）	児童と生計を一にしている者の全員の住民税が非課税である場合。 （同居し、生計を一にする親族等がいればその方も該当する場合）	
複数人入所 （5割減額）	生計を一にする世帯において児童が2人以上学童クラブに入所している場合。 ※上のお子さんから順に適用いたします	
就学援助 就学奨励 （5割減額）	A～C のいずれかに該当する場合。 A 多摩市教育委員会へ就学援助の申請を行い、 準要保護に認定された場合。 B 多摩市教育委員会へ就学奨励の申請を行い、 減免適用の区分で認定された場合。 C 東京都教育委員会へ就学奨励の申請を行い、 支弁区分第 1 段階に認定された場合。	①学童クラブ費等減免申請書 ②当該年度の認定通知書の写し ※認定の結果通知は、例年 8 月以降に各教育委員会から発送されます

【注意事項】

- ・申請は毎年度必要です、減免事由があっても減免申請書が提出されない限り減免されません。
- ・減免申請書は年度内（令和 10 年 3 月 31 日まで）に提出してください
- ・延長育成料については月額利用のみが減免の対象となります。なお、複数人入所の項目で減免を行う場合、月額で利用している児童が2人以上いないと減免の対象となりません。
（例：上の子が日額利用、下の子が月額利用の場合は減免の対象外です。）

退所について

学童クラブを退所する場合は、**原則、退所したい日が属する月の20日**（日曜祝日に当たる場合は翌開庁日）までに退所届の提出が必要です（例：7月いっぱいでの退所したい場合、7月20日までに提出）。退所届は在籍学童クラブから受け取るか、多摩市ホームページからダウンロードして下さい。また、インターネット・郵送でも手続き可能です。

なお、学童クラブ費は1日も通所しなかった場合でも学童クラブに籍が残されていれば、当月分を納めていただきます。

入所後の取消しについて

次の場合は、退所していただくことがあります。

- ・入所資格がなくなったとき
- ・著しく学童クラブ費等を滞納したとき
- ・学童の出席率が著しく低いとき
- ・保護者が虚偽の入所申請をしたとき
- ・その他、学童クラブに入所していることに著しい支障があるとき

その他のお知らせ

※多摩市では、市内の保育園を運営している社会福祉法人に学童クラブの運営業務委託を行っています。

※学童クラブでは児童により良い育成指導や環境を提供するため、専門の関係機関等と積極的に情報交換を行っています。

※東落合小学童クラブについては、適正な在籍数確保等のため、優先性を有する地域を指定させていただきます。

Q&A

【申請について】

Q1 学童クラブの申請は、小学校の通学区域内の施設しか申請できないのですか？

A1 学童クラブは、小学校の学区外の施設でも申請することができます。地域によっては待機児童が発生している現状もありますので、第二希望・第三希望を含めてご検討ください。ただし、学童クラブはお子さんが自力で通うこととなります（職員の送迎はありません）ので、お子さんの状況に応じて判断してください。

Q2 現在学童クラブに上の子が在籍しています。来年度は下の子も小学生になるのできょうだいで申請する予定ですが、きょうだい関係での優先はありますか？上の子は今在籍できているので来年度も在籍できますか？

A2 学童クラブは保育所等と異なり、兄弟姉妹関係での優先はありません。また、在籍児の優先もありません。学年が上がるごとに基本点が下がっていきますので、第一希望の学童クラブに入所できる可能性は低くなります。第三希望まで含めて検討してください。

Q3 希望施設をたくさん書いたり、逆に1施設しか書かなかった場合に、優先されたり不利になったりしますか？また、申込の際に「嘆願書」などを提出すれば、入所選考の際に考慮してもらえますか？

A3 多摩市の入所審査では、学童クラブの希望の数によって優先されたり、不利になったりすることはありません。また、嘆願書等を考慮することはありません。また、保育所等と異なり、希望順位の低い施設への決定を辞退したことによる減点等もありません。

Q4 学童クラブの希望順位は、審査に関係あるのですか？

A4 学童クラブの希望順位は、審査において重要な関係があります。

学童クラブの入所審査は、まず第一希望の施設で審査を行い順位付けをして入所者を決定します。その後、第一希望の方を全員受け入れてもなお定員に空きのある施設については、第二希望の審査及び受入れを行います。第二希望の方を全員受け入れてもなお定員に空きのある施設については、第三希望の審査及び受入れを行います。

Q5 現在就学相談を受けていて、まだ通学予定の小学校が確定していません。学童クラブの希望はどのように出せばいいですか？

A5 教育委員会の指定する期限までに就学相談の手続きをしていて、小学校が確定していないお子さんについては、個別に対応しています。インターネットでの申請も受付しているところですが、必ず事前に児童青少年課までご連絡いただくようご協力をお願いします。学校未決定の旨を、受付時に必ず申し出てください。

Q6 同居者の範囲はどこまでですか？住民票上世帯が別の場合は、別居ですか？

A6 入所審査に関しては、住民票上の取扱いに関わらず、同じ住所に実態として住んでいれば同居とみなします。20 歳以上 65 歳以下の同居者に関しては審査の対象になりますので、入所要件に該当する書類の提出がないと、指数が減点となります。ただし、二世帯住宅で玄関や共有スペースの分離をしており、居室内で行き来ができない場合は別居とみなしますので、申請時に担当者に申し出てください。なお、学童クラブ費の免除申請にかかる同居者の取扱いについては、別途児童青少年課までお問い合わせください。

Q7 現在、学童クラブ費等の未納がありますが申請はできますか？

A7 令和 9 年度申請からは令和 8 年 11 月末までに学童クラブ費または延長育成料について「令和 8 年度分 3 ヶ月以上の滞納がある家庭」「同年度 6 ヶ月以上の滞納がある家庭」「令和 8 年度以前の滞納がある家庭」に減点方式を導入します。
未納がある方は早急に児童青少年課までご相談ください。

【在職証明書について】

Q8 在職証明書欄、右上の帰宅時間ですが残業があり、月によって帰宅時間が変動します。その場合はどのような記載をすれば良いですか？

A8 恒常的な残業がある場合（6 箇月以上連続で残業がある場合）は申請書下部「備考欄」に「恒常的な残業あり」と記入の上、申請書上部「帰宅時間」に残業した月の平均時間を含めた帰宅時間をご記入ください。

【就労の最低要件について】

Q9

就労の最低要件にある「勤務時間が午後3時から午後5時のいずれかの時間帯を含むこと」とは午後3時まででもよいのでしょうか？

A9

「勤務時間が午後3時から午後5時のいずれかの時間帯を含む」とはこの時間帯のうち、いずれかの時間帯を含むことという意味です。そのため、午後3時まででも勤務の時間帯での最低要件は満たします。

なお、上記要件以外に勤務時間が日中4時間以上を満たす日が月12日以上あることも就労の最低要件になっておりますのでご注意ください。

【新たに就業を始める方について】

Q10

令和8年10月の時点では仕事をしていませんが、令和9年4月から仕事を開始する予定です。年度当初の申請はできますか？

A10

年度当初申請（令和9年4月入所分）で入所申請ができる方は、令和9年4月からの就労が決まっている方です。就労予定の事業所から在職（内定）証明書が発行できる場合は申請できますが、口頭等で就労内定していても事業所が書面で証明できない場合は申請できません。4月からのお仕事が決まっておらず、「求職」の要件で申請される場合は、申請時期が第三期からとなります。

【転居について】

Q11

他市から多摩市へ転入予定です。引越し後でないと学童クラブの申請はできませんか？

A11

入所予定月までに多摩市に転入予定であれば、転入前でも申請が可能です。ただし、申請時に希望の学童クラブを選択いただくため、居住地区が定まった段階での申請をお勧め致します。

なお、申請後に希望の学童クラブを変更する場合は、希望変更届の提出が必要です（P.9 参照）

Q12

第一期に入所申請をしましたが、令和9年2月に引っ越すことが決まり、小学校も転校することになりました。学童クラブの希望変更をしたいのですが取扱いはどうになりますか？

A12

希望変更については、変更を行った時点で再申請という扱いになります。

例えば、第三期の申請期間内（令和9年2月1日～令和9年2月26日）に希望変更の手続きを行った場合、第一期の申請は無効となり、第三期で改めて申請を行った取扱いとなります。

第三期で改めての審査を行いますので、第三期の時点で希望の学童クラブに空きがない場合、入所することはできません。希望変更が必要ながわかった時点でなるべく早く申請してください。

また、あらかじめ転居することがわかっている場合は、令和9年4月に居住している住所等で申請してください。

Q13 令和8年11月現在、多摩市外に住んでいて、令和9年9月に転入予定です。新1年生になる子どもがいて、学校は令和9年4月から多摩市内の小学校に入学します。この場合、申請はできますか？

A13 多摩市教育委員会から区域外通学の許可申請をされていて、許可される見込みであれば申請できます。申請時にご相談ください。

Q14 会社から在職証明が発行されるまで1ヶ月かかる見込みだと言われました。学童クラブの入所申請に在職証明が間に合わないのですがどうしたらいいですか？

A14 在職証明書等の各種証明書の発行が受付日に間に合わない場合でも、まずは申請期間中に不足書類ありとして申請ください。（不足書類がある方は不足書類受付期間に申請ください）勤務時間・勤務日数等の要件等を申請書の家庭状況書で確認し仮受付します。ただし、受付締切日から起算して14日以内に在職証明書等が児童青少年課に提出できない場合は各指数の最低ランクとし審査するので、必ず締切日から14日以内にご提出ください。

（例）確認できない場合：居宅外労働で申請の場合等は-4、疾病等で申請の場合は-5

Q15 会社に「保育園と学童クラブの2枚の在職証明は出せない」と言われてしまいました。どうしたらいいですか？

A15 本来であれば、保育所等と学童クラブの入所審査は審査基準も異なることから、それぞれ提出いただくのが原則ですが、都合により2枚以上の取得が難しい場合は、多摩市保育所等の就労証明書（多摩市様式）のコピーで代用することを認めています。この場合、証明書の原本は必ず多摩市子ども・若者政策課に提出いただき、コピーを学童クラブの入所申請書に添付して提出してください。（学童クラブの様式は、保育所等の申請では使えません）なお、保育所等の在職証明書では不足の点がありますので、状況によって追加の資料提出をお願いすることや、事業所に確認を取らせていただく可能性がありますのでご承知おきください。

また、疾病等要件や看護・介護要件で申請される際の診断書についても同じ取扱いです。子ども・若者政策課に既に提出済みの在職証明書や診断書を、児童青少年課でコピーをとることはできませんので、必ず申請者の方がコピーをご用意ください。

Q16 夫が単身赴任中なのですが、在職証明には会社にどのように記入してもらえばいいですか。

A16 在職証明書の内容を通常通り記載し、合わせて「単身赴任」の項目に単身赴任の期間を記載するよう勤務先の方へお伝えください。

Q17 今は幼稚園に入っていて午前中までの仕事ですが、令和9年4月からは同じ会社で勤務時間を延ばして働く予定です。在職証明はどのように書いてもらえばいいですか？

A17 入所予定月までに勤務時間や勤務日数が増減する予定のある方は、在職証明書の上段には現状の勤務日数・勤務時間を記入し、備考欄に変更後の勤務日数・勤務時間を記入していただき、申請書の備考欄に記載があった場合は、変更後の日数・時間で指数をつけます。

【出産・育児休業について】

Q18 育児休業を取得中で、会社の規定上令和9年5月31日まで取得できることになっています。下の子の保育園を申請し、令和9年4月入所ができたなら切り上げて職場に復帰する予定です。学童クラブは令和9年4月入所の申請はできますか？

A18 令和9年5月1日までに復職（切り上げて復職予定の方も含む）される場合は、令和9年4月分の入所申請をすることができます。申請時点で保育所等の入所が決まっていなくても、育児休業から復帰する予定で申請できます。ただし、学童クラブは育児休業中の方は入所要件に該当しないため、期日までに復職できない場合は申請を取り下げさせていただきます。

なお、復職後は「復職証明書」の提出が必要です。育児休暇が終了した月の翌々月までに提出してください。

Q19 学童クラブ在籍中の、出産の考え方と手順を教えてください。

A19 【産前産後休暇を取得し、育児休暇は取得せず職場復帰する場合】

産前産後休暇の期間中は、就労要件として扱います。育児休業を取得せずにそのまま職場復帰する場合は、その後も継続して入所することができますので、産前産後休暇に入ることがわかった段階で、「身上等異動届」を提出し、出産予定日と会社を辞めないことをお知らせください。産後休暇が終了する月の翌々月までに「復職証明書」の提出が必要です。

【産前産後を取得し、育児休暇も取得する場合】

産前産後休暇の期間中は、就労要件として扱います。産前産後休暇に入ることが分かった段階で「身上等異動届」を提出し、出産予定日と育児休暇の開始時期をお知らせください。なお、育児休暇は入所要件に該当しないため、産前産後休暇終了日の属する月の末日で退所となります。退所となる月の20日までに「退所届」を提出してください。

【仕事を辞めて出産する場合】

「就労要件」から「出産要件」への変更が必要となります。出産要件の場合、出産予定月とその前後2ヶ月間は在籍することができます。会社を辞めることがわかった段階で、「身上等異動届」と「母子手帳の出産予定日がわかるページのコピー」を合わせて提出してください。

出産後に就労を開始しない場合は、出産月の2か月後で退所となります。退所となる月の20日までに「退所届」を提出してください。

Q20 現在育児休業中で、令和9年8月2日復帰予定です。会社の規定上、育児休業の切り上げはできませんが、いつの入所分から申込みできますか？

A20 令和9年8月1日入所分から申請可能です。育児休業期間中の場合、入所月の翌月1日までに職場復帰していただくことが申請の条件となります。

【複数施設の学童クラブについて】

Q21 愛宕南学童クラブと（仮称）多摩市こども家庭センター（豊ヶ丘）内臨時学童クラブ（通称：たまっこ学童クラブ）について、申請方法を教えてほしいです。

A21 申請については、より強く入所を希望する方を選択ください。第二希望以降についてはもう一方の施設は選択しないでください。（P.29を参照ください）

両施設を選択しても有利にはなりません。

審査については、「愛宕南学童クラブ」と「（仮称）多摩市こども家庭センター（豊ヶ丘）内臨時学童クラブ（通称：たまっこ学童クラブ）」の申請者の方をまとめて審査し、希望状況をもとに各施設に割り振っていきます。そのため、例えば「（仮称）多摩市こども家庭センター（豊ヶ丘）内臨時学童クラブ（通称：たまっこ学童クラブ）」で申請した場合でも、定員の状況によっては「愛宕南学童クラブ」で入所決定が行われる場合があります。

Q22 東寺方小学童クラブ・第一小学童クラブ（第一・第二）・第二小学童クラブ・北諏訪小学童クラブ・西落合小学童クラブ・南鶴牧小学童クラブは、学童クラブ内に施設が複数ありますが、各々の施設に希望はできますか。

A22 ご質問頂いた学童クラブは、複数施設を一体的に運営しているため各施設ではなく、学童クラブとして希望を受付けています。

【待機しているときの申請状況について】

Q23 決定通知が届きました。第一希望ではない施設に決定されたのですが、第一希望の学童クラブには令和9年度は絶対に入れないのですか？

A23 学童クラブの申請状況は、令和9年度中（令和10年3月入所分）まで有効ですので、第二希望以降の施設に入所しながら（もしくは待機しながら）第一希望の施設を待っている状況という取扱いです。現段階では決定した学童クラブにしか入所はできませんが、申請締切日ごとに再審査を行っていますので、退所や取下げ等により定員に空きが出て、ご質問者様の順番になりましたら、順次お声をさせていただきます。

また、他施設に入所して第一希望の施設を待つ場合も、自宅待機をしながら第一希望の施設を待つ場合も、通年入所に関して有利・不利はありません。

Q24 年度当初申請で保留になりましたが、5月以降の入所審査はどうなりますか？

A24 令和9年5月分の入所審査から、申請月に関わらず純粋な点数順に並び替えます。その後は、毎月10日の申請締切日ごとに申請者全員を再審査し、並び替えます。

【入所申請後の申請内容の変更・取り下げ・退所について】

Q25 申請した内容に変更があります。どのような手続きをとればいいですか？

A25 「身上等異動届」に必要書類を添付してすみやかに届け出てください。書類は、各学童クラブ、市役所児童青少年課または多摩市ホームページにて入手できます。届出の方法は、各学童クラブまたは市役所児童青少年課へのご提出、インターネットでの提出も受け付けております。詳しくはP.12をご参照ください。

Q26 学童クラブの希望を変更したいのですが、どのような手続きをとればいいですか？

A26 「学童クラブ変更願」にて届け出てください。書類は、各学童クラブ、市役所児童青少年課または多摩市ホームページにて入手できます。届出の方法は、各学童クラブまたは市役所児童青少年課へのご提出のほか、インターネットでの提出も受け付けております。詳しくはP.9をご参照ください。

なお、年度当初申請であれば各申請期間の締切日、年度途中であれば毎月10日の申請締切日が提出期限となりますので、ご注意ください。

Q27 申請を取り下げたいのですが、どのような手続きをとればいいですか？

A27 「学童クラブ入所申請取下げ書」を入所予定月の前月末までに提出してください。書類は、各学童クラブ、市役所児童青少年課または多摩市公式ホームページにて入手できます。届出の方法は、各学童クラブまたは市役所児童青少年課への提出、インターネットでの提出も受け付けております。詳しくはP.12をご参照ください。

【優先地域について】

Q28 東落合小学童クラブの優先地域とはどの地域ですか。

A28 落合1丁目の地域です。

令和9年度入所選考基準表①

基本指数から調整指数（保護者のうち要件の低い方）を加減した数値を入所基準とし審査します。

※4年生以上の場合には求職中では申請できません。

基準日：令和9年度入所希望日（予定日）

基本指数	学 年	1年生	20
		2年生	18
		3年生	16
		4年生	12
		5年生 ※	10
		6年生 ※	8

（※5・6年生は、特別支援学校・学級・教室在籍児童または診断書提出児童のみ申請可能です。それ以外の児童は8月一時入所のみ申請可能です。）

家庭の状況	ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・両親不在・離婚調停中の場合で、書面により証明できる場合）				+5			
	両親のいずれかが基準日現在単身赴任中であり、在職証明にて証明できる場合				+3			
	同居人の有無		20歳以上 65歳以下		0、-2			
	東落合小学児童クラブを申請し、優先区域内に居住している場合				+1			
	児童クラブ費または延長育成料の継続的な滞納がある家庭 ※1		令和8年度分3ヵ月以上6ヵ月未満の滞納がある家庭		-6			
			令和8年度分6ヵ月以上の滞納がある家庭		-10			
			令和8年度以前の滞納がある家庭		-15			
	調整指数	（在職証明書による勤務状況及び勤務日数）	日数	勤務時間		出社等労働	自宅内労働※2	
			月20日以上	勤務と休憩の合計が日中8時間以上		0	0,-2	
				勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満		-1	-1,-3	
勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満				-2	-2,-4			
月16日以上20日未満			勤務と休憩の合計が日中8時間以上		-1	-1,-3		
			勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満		-2	-2,-4		
			勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満		-3	-3,-5		
月12日以上16日未満			勤務と休憩の合計が日中8時間以上		-2	-2,-4		
			勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満		-3	-3,-5		
			勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満		-4	-4,-6		
保護者のいずれかが市内認可保育所等・市内認証保育所または市内児童クラブに保育士等又は放課後児童支援員として、月20日以上、1日6時間以上就労（就労内定）していること（特記事項の※1、2参照）					+1			
保護者が就労の要件で申請し、介護・看護・疾病・心身障害のいずれかの要件が重複する場合（2点を上限とする）					0～+2			
保護者の状況		就学 （通学がある場合のみ） ※通信教育等は要件なし	月20日以上	就学と休憩の合計が日中8時間以上		-2		
				就学と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満		-3		
				就学と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満		-4		
			月16日以上20日未満	就学と休憩の合計が日中8時間以上		-3		
				就学と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満		-4		
				就学と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満		-5		
			月12日以上16日未満	就学と休憩の合計が日中8時間以上		-4		
				就学と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満		-5		
				就学と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満		-6		
		求職中	求職のため日中外出を常態としている場合（3ヶ月のみ）				-14	
		出産	出産月とその前後2ヶ月				-5	
		疾病等（就労と重複しない場合）	疾病	入院（入院期間中）			0	
					常時病臥			0
						精神的疾患・感染症・難病		-2
				一般療養			-5	
心身障害					1・2級、度程度		0	
		3・4級、度程度		-2				
看護・介護 （就労と重複しない場合） ※月12日以上		居宅外	被看護・介護者が心身障害1・2級、度程度、常時病臥、または要介護度4・5認定者程度			0		
			被看護・介護者が心身障害3・4級、度程度、難病または要介護度2・3認定者程度			-2		
			被看護・介護者が、上記以外の疾病で看護・介護を必要とする場合			-4		
		居宅内	被看護・介護者が心身障害1・2級、度程度、または要介護度4・5認定者程度			-2		
			被看護・介護者が心身障害3・4級、度程度、または要介護度2・3認定者程度			-4		
			被看護・介護者が、上記以外の疾病で看護・介護を必要とする場合			-6		
災害		火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、監護に当たれない場合				0		
その他		前各号に掲げるものの他明らかに監護にかけると認められた場合等				0～+12		

※1 分納誓約書の提出がない又は提出後に計画通り履行されない月がひと月でもあった家庭。ただし、分納誓約書の提出があり、計画通り履行されている家庭については減点を適用しません。

※2 自宅内労働について、申請の際に児童を見ることができない実態が記入されている場合は出社等労働と同様の調整指数となります。

令和9年度入所選考基準表②

調整指数	児童の状況	申請児童が、特別支援学級、学校に通学している場合	特別支援学級 特別支援学校	1～3年生	+5
				4年生	+8
				5年生	+9
				6年生	+10
	申請児童が、身体障害者手帳等を持っている場合	身体障害者手帳 愛の手帳		1種	+3
				2種	+1
		精神障害者 保健福祉手帳		1・2級	+3
				3級	+1

●入所申請に虚偽があった場合は多摩市学童クラブ条例施行規則の規定に基づき入所承認を取消します。

入所選考基準（特記事項及び入所基準の指数が同点で並んだ場合）

特記事項

※計算方法：基本指数＋調整指数【保護者の状況（父母のうちどちらか要件の低い方の要件を適用）＋保護者の状況以外の項目】

※「その他」の要件にあたる場合は、その理由を明記し、指数を適用します。同様のケースがあった場合は、以前の指数を準用します。

※入所保留者が出た場合、申請締切日ごとに入所保留者全員を再審査し、入所優先順位を決めます。

※1 「認可保育所等」とは、認可保育所・家庭的保育施設・小規模保育所・事業内保育所・認定子ども園（1号認定を除く）・企業主導型保育所をさす。

※2 「保育士等」とは、保育に携わる保育士等（保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師、助産師）をさす。

上記有資格者のほか、子育て支援員研修を修了したものを含む。

※20歳以上65歳以下の同居人が入所要件を満たす場合（就労、学生、疾病等）は、同居人欄の指数は0とします。要件のない場合は、-2とします。

※就職内定等の場合は、勤務時間・勤務日数等必要事項が在職証明書等で確認できる場合はそれを準用します。

確認できない場合は、指数の最低ランクとし審査します。（例）確認出来ない場合：居宅外労働は-4、就学は-6

※在職証明書等の各種証明書の発行が受付期日に間に合わない場合は、勤務時間・勤務日数等の要件を申請書の家庭状況書で確認し仮受付します。但し受付締切り期日から起算して14日以内に在職証明書が児童青少年課に提出できない場合は各指数の最低ランクとし審査します。

（例）提出できない場合：居宅外労働は-4、疾病等は-5

※夜勤・不規則時間勤務の方については、日中勤務とみなして審査します。

※育児休業は入所予定月の翌月1日までに復帰が決まっている場合のみ申請が可能です。復帰後の勤務時間・勤務日数により審査します。復帰後に復職証明書を提出してください。

※就労・就学において複数ヵ所で働いていたり二つ以上の要件を合算し審査する場合等は、指数の高い要件で審査します。

（例）7時間の出社等労働が10日で4時間の居宅内労働が4日の場合などは、出社等労働勤務要件を適用し、-3とします。

※「保護者が就労の要件で申請し、介護・看護・疾病・心身障害のいずれかの要件が重複する場合（2点を上限とする）」については、

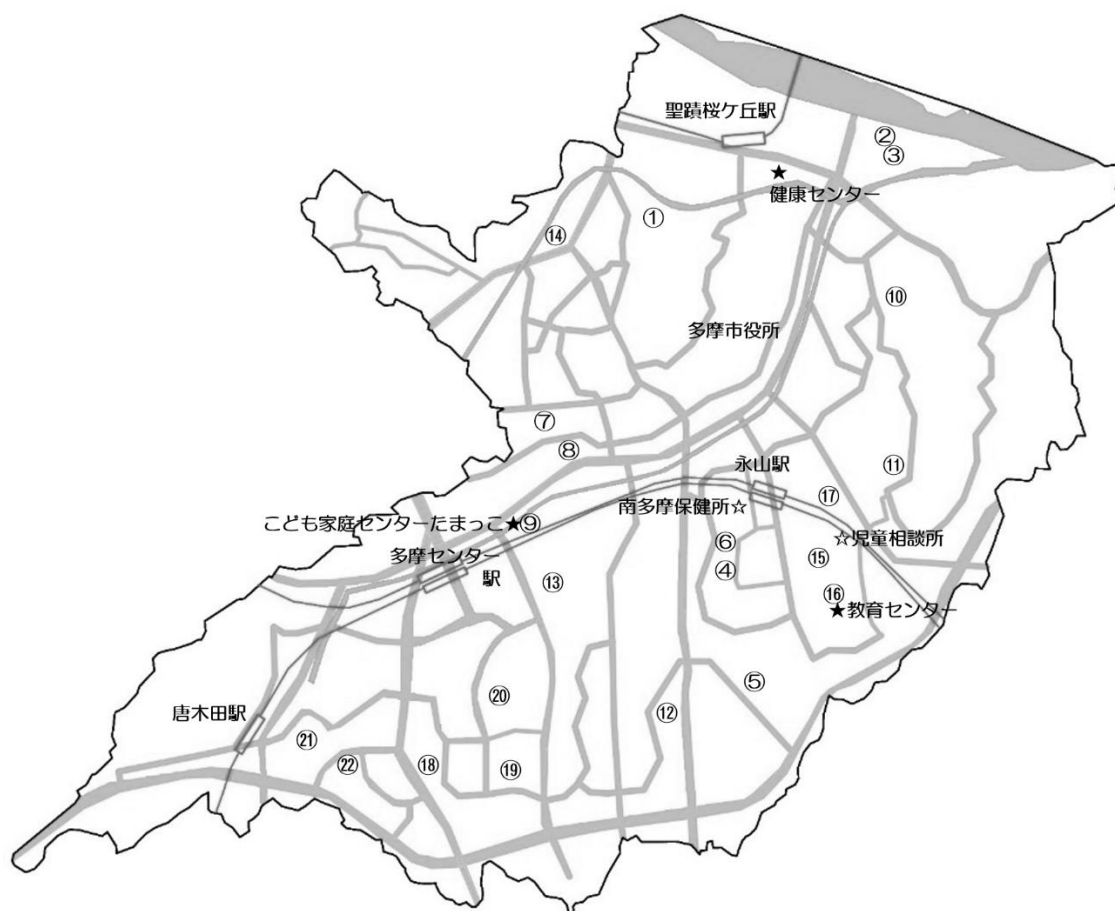
就労の要件が-6～-2点の場合に2点加算し、-1点の場合に1点加算します。就労の要件が0点の場合は加算しません。

※入所基準の指数が同点で並んだ場合については、以下の順位で入所の決定をします。

（ただし、学童クラブ費もしくは学童クラブ延長育成料の3カ月以上の滞納がある場合はいかなる場合であっても優先順位は一番下です。）

順位	就 労 等 の 状 況
1	ひとり親家庭（母子・父子・両親不在）
2	両親のいずれかが単身赴任・入院により不在
3	児童の監護ができる同居者がいない場合
4	児童が特別支援学校及び特別支援学級に通学又は身体障害者手帳等を所持している場合
5	低学年順
6	東落合小学童クラブを申請し、優先区域内に居住している場合
7	保護者の帰宅時間の遅い順
8	午後1時以降の就労時間の長い順
9	1ヶ月の就労日数の多い順
10	1ヶ月の総労働時間の多い順

学童クラブ配置図



①	東寺方小学童クラブ第一・第二・第三	⑫	貝取小学童クラブ
②	第一小学童クラブ第一・第二	⑬	豊ヶ丘小学童クラブ
③	第一小学童クラブ第三	⑭	第二小学童クラブ第一・第二
④	永山学童クラブ	⑮	諏訪学童クラブ
⑤	永山第二学童クラブ	⑯	諏訪南学童クラブ
⑥	永山小学童クラブ	⑰	北諏訪小学童クラブ第一・第二
⑦	愛和小学童クラブ	⑱	西落合小学童クラブ第一・第二・第三
⑧	愛宕南学童クラブ	⑲	落合第二学童クラブ
⑨	(仮称) 多摩市こども家庭センター(豊ヶ丘) 内臨時学童クラブ (通称) たまっこ学童クラブ	⑳	東落合小学童クラブ
⑩	連光寺小学童クラブ	㉑	大松台小第一学童クラブ・大松台小第二学童クラブ
⑪	聖ヶ丘学童クラブ	㉒	南鶴牧小学童クラブ第一・第二

学童クラブ一覧

No	学童クラブ名	住所	電話番号	運営法人	主な在籍校	特記事項
①	東寺方小学童クラブ第一	東寺方 100 東寺方小学校内	372-7979	バオバブ保育の会	東寺方小	3施設一体運営 第一・第二・第三は 選べません
	東寺方小学童クラブ第二		338-5338			
	東寺方小学童クラブ第三					
②	第一小学童クラブ第一	関戸 3-2-23 多摩第一小学校内	375-7200	バオバブ保育の会	多摩第一小	3施設一体運営 第一・第二は選べません
	第一小学童クラブ第二					
③	第一小学童クラブ第三	関戸 3-19-1 多摩中学校内	339-0344	バオバブ保育の会	多摩第一小	
④	永山学童クラブ	永山 3-6	372-7980	多摩福祉会	永山小	児童館併設
⑤	永山第二学童クラブ	永山 5-18	371-4921	至愛協会	瓜生小	
⑥	永山小学童クラブ	永山 2-8-1 永山小学校内	376-7273	多摩福祉会	永山小	
⑦	愛和小学童クラブ	愛宕 1-54 愛和小学校内	372-7981	こばと会	愛和小	
⑧	愛宕南学童クラブ	愛宕 3-5	372-1667	こばと会	多摩第三小	どちらか強く希望する方を記入 (両方の記入はできません)
⑨	(仮称)多摩市こども家庭センター (豊ヶ丘)内臨時学童クラブ (通称：たまっこ学童クラブ)	豊ヶ丘 1-21-3 こども家庭センター たまっこ内	決定次第HPにて 公開します。	決定次第HPにて 公開します。	多摩第三小	
⑩	連光寺小学童クラブ	連光寺 3-64-1 連光寺小学校内	372-7982	緑野会	連光寺小	
⑪	聖ヶ丘学童クラブ	聖ヶ丘 2-21-1 ひじり館内	371-8981	緑野会	聖ヶ丘小	
⑫	貝取小学童クラブ	貝取 3-9 貝取小学校内	372-7983	多摩福祉会	貝取小	
⑬	豊ヶ丘小学童クラブ	豊ヶ丘 2-4-1 豊ヶ丘小学校内	374-2551	多摩福祉会	豊ヶ丘小	
⑭	第二小学童クラブ第一	和田 75 多摩第二小学校内	375-9955	大和会	多摩第二小	2施設一体運営 第一・第二は選べません
	第二小学童クラブ第二				東寺方小	
⑮	諏訪学童クラブ	諏訪 2-8	372-7985	至愛協会	諏訪小	児童館併設
⑯	諏訪南学童クラブ	諏訪 5-1 諏訪複合教育施設内	375-3301	こばと会	諏訪小	
⑰	北諏訪小学童クラブ第一	諏訪 1-60-1 北諏訪小学区内	371-7511	至愛協会	北諏訪小	2施設一体運営 第一・第二は選べません
	北諏訪小学童クラブ第二		401-9440			
⑱	西落合小学童クラブ第一	落合 5-6 西落合小学校内	371-5920	こばと会	西落合小	3施設一体運営 第一・第二・第三は 選べません
	西落合小学童クラブ第二					
	西落合小学童クラブ第三					
⑲	落合第二学童クラブ	落合 4-13	371-8060	こばと会	東落合小・西落合小	
⑳	東落合小学童クラブ	落合 3-24 東落合小学校内	372-3444	こばと会	東落合小	
㉑	大松台小第一学童クラブ	鶴牧 6-4 大松台小学校内	371-1151	純心会	大松台小	2施設一体運営
	大松台小第二学童クラブ		371-8511			
㉒	南鶴牧小学童クラブ第一	鶴牧 5-43 南鶴牧小学校内	372-5733	純心会	南鶴牧小	2施設一体運営 第一・第二は選べません
	南鶴牧小学童クラブ第二		374-0223			

希望学童クラブの選択について

希望する学童クラブによっては定員を超える場合があります。第二希望以降の選択もご検討ください。第二希望以降の申請により不利になることはありません。

希望学童クラブ	※令和8年4月1日時点の定員の空き状況	※第二希望以降で選択の多い学童クラブ
東寺方小学童クラブ	空きなし	第一小学童クラブ 第二小学童クラブ
第一小学童クラブ	空きなし	東寺方小学童クラブ
永山学童クラブ	6枠以上の空きあり	永山小学童クラブ
永山第二学童クラブ	5枠以下の空きあり	永山学童クラブ 貝取小学童クラブ
永山小学童クラブ	空きなし	永山学童クラブ
愛和小学童クラブ	空きなし	愛宕南学童クラブ
愛宕南学童クラブ	空きなし	愛和小学童クラブ
連光寺小学童クラブ	空きなし	第一小学童クラブ 聖ヶ丘学童クラブ
聖ヶ丘学童クラブ	空きなし	連光寺小学童クラブ 諏訪南学童クラブ
貝取小学童クラブ	5枠以下の空きあり	豊ヶ丘小学童クラブ
豊ヶ丘小学童クラブ	5枠以下の空きあり	貝取小学童クラブ
第二小学童クラブ	6枠以上の空きあり	東寺方小学童クラブ
諏訪学童クラブ	空きなし	諏訪南学童クラブ
諏訪南学童クラブ	6枠以上の空きあり	諏訪学童クラブ
北諏訪小学童クラブ	6枠以上の空きあり	諏訪学童クラブ
西落合小学童クラブ	空きなし	落合第二学童クラブ
落合第二学童クラブ	6枠以上の空きあり	東落合小学童クラブ
東落合小学童クラブ	空きなし	落合第二学童クラブ
大松台小学童クラブ	空きなし	南鶴牧小学童クラブ 西落合小学童クラブ
南鶴牧小学童クラブ	空きなし	大松台小学童クラブ 西落合小学童クラブ

※あくまでも参考であり、申請状況は毎年変わります。

※学童クラブの最新の空き状況については、多摩市ホームページにて公開しております。

必要書類チェック表

申請の前に、必要書類が全て揃っているかご確認ください。

申請書類	申請の要件・状況	必要書類	チェック欄
各要件の証明書類 【P.3、4を参照】	就労	在職（内定）証明書（多摩市学童様式） ※複数の仕事がある場合はすべて提出	
		直近二か月のシフト表（様式自由） ※日によって就労時間や時間帯が変わる方のみ	
	就労 （個人事業主）	上記2点＋直近の確定申告書の写し （事業所得が記載されており、税務署に申告しているもの） ※困難な場合は、個人事業主であることが客観的に確認できる書類（開業届・営業許可証など）	
	就学	入学許可書や学生証のコピー等	
		時間割等（就学日数・時間の分かる書類）	
	疾病	診断書（多摩市様式）または自立支援医療受給者証のコピー	
	障害	各種手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー等）	
	出産	母子手帳の分娩予定日が分かるページのコピー等	
	看護・介護	看護・介護要件申告書（多摩市様式）	
		診断書（多摩市様式）または要介護認定証、身体障害者手帳のコピー	
	求職	求職要件申告書（多摩市様式）またはハローワークカードのコピー	
該当する方のみ 【P.4を参照】	20歳以上65歳以下の同居者がいる	同居者の要件に該当する書類	
	ひとり親家庭	ひとり親を証明する書類	
	児童が愛の手帳等を持っている	各種手帳のコピー	
	児童が特別支援学校・学級・教室に在籍（予定）	特別支援学級：「在籍（予定）学級・教室の照会について」 特別支援学校：学校が証明する通学証明書	
	上記に在籍していないが学童クラブが必要な5～6年生	診断書（多摩市様式）	

申請書の書き方・コード一覧

●学童クラブコード

01 東寺方小	02 第一小第一第二※	03 第一小第三※	04 永山
05 永山第二	06 永山小	07 愛和小	08 愛宕南
09 たまっこ	10 連光寺小	11 聖ヶ丘	12 貝取小
13 豊ヶ丘小	14 第二小	15 諏訪	16 諏訪南
17 北諏訪小	18 西落合小	19 落合第二	20 東落合小
21 大松台小第一	22 大松台小第二	23 南鶴牧小	

※大松台小学童クラブと第一小学童クラブについては、学童内で建物が分かれています。申請書にはそれぞれより強く入所を希望する一方の施設のみ記入してください。

※**第一小学童**：多摩第一小学校内が「第一第二」、多摩中学校内が「第三」です。第一第二は「1.2年生」が、第三は「3年生以上」が多い傾向にあります。

※**大松台小学童**：2階建てが「第一」、平屋が「第二」です。第一は「3年生以上」が、第二は「1.2年生」が多い傾向にあります。

愛宕南学童クラブと（仮称）多摩市こども家庭センター（豊ヶ丘）内臨時学童クラブ（通称：たまっこ学童クラブ）の申請方法について

より強く入所を希望する方の施設を記入し、第二希望以降にはもう一方の施設は記入しないでください。

両施設を書いても有利にはなりません。

審査については「愛宕南学童クラブ」と「（仮称）多摩市こども家庭センター（豊ヶ丘）内臨時学童クラブ

（通称：たまっこ学童クラブ）」の申請者の方をまとめて審査し、希望状況をもとに各建物に割り振っていきます。

そのため、「（仮称）多摩市こども家庭センター（豊ヶ丘）内臨時学童クラブ（通称：たまっこ学童クラブ）」で申請した場合でも、定員の状況によっては「愛宕南学童クラブ」で入所決定が行われる場合があります。

	希望学童クラブ		※ 学童クラブコード	
第1希望	たまっこ	学童クラブ	0	9
第2希望	愛和小	学童クラブ	0	7
第3希望	豊ヶ丘小	学童クラブ	1	3

	希望学童クラブ		※ 学童クラブコード	
第1希望	たまっこ	学童クラブ	0	9
第2希望	愛宕南	学童クラブ	0	8
第3希望	愛和小	学童クラブ	0	7

※第一小学童クラブ・大松台小学童クラブについても上記同様、より強く入所を希望する方の施設を記入し、第二希望以降にはもう一方の施設は記入しないでください。審査については申請者の方をまとめて審査し、希望状況をもとに各建物に割り振っていきます。

●町名コード

01 和田	02 一ノ宮	03 東寺方	04 百草
11 関戸	12 貝取	13 桜ヶ丘	14 乞田
15 落川	21 連光寺	22 聖ヶ丘	23 馬引沢
24 諏訪	25 永山	31 豊ヶ丘	32 南野
33 落合	34 鶴牧	35 唐木田	36 中沢
41 愛宕	42 山王下	99 その他	

●学校コード

01 多摩第一小	02 多摩第二小	03 多摩第三小	04 瓜生小
05 愛和小	06 諏訪小	07 連光寺小	08 永山小
09 北諏訪小	10 東寺方小	11 東落合小	12 貝取小
13 豊ヶ丘小	14 南鶴牧小	15 聖ヶ丘小	16 西落合小
17 大松台小	18 その他		

●記入にあたって

1. 申請書の際は、入力もれや間違いがないよう十分ご注意ください。
2. 紙申請での際はペン等で記入し、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
3. 紙申請の際は過去に学童クラブに在籍したことがある方は前（過）年度在籍者チェック表を添付してください。
4. 紙申請の際は通年入所か8月一時入所かについて、希望する方に○をしてください。
5. 第1号様式「学童クラブ入所申請書欄のコード」については、入所希望学童クラブ、町名、学校コードを**表から選んで番号を入力・記入**してください。
6. 入所希望学童クラブは、出来るだけ第3希望まで入力・記入ください。
第1希望の学童クラブにただちに入所できない場合は、第2・第3希望の学童クラブの入所審査をします。第2・第3希望に入所決定された場合は、通所しながら第1希望を待つことになります。第2・第3希望の記入がない場合、どこにも通わずに自宅で待つこととなります。記入が無い方への再確認はいたしません。
7. 東寺方小学童クラブ・第一小学童クラブ・第二小学童クラブ・北諏訪小学童クラブ・西落合小学童クラブ・大松台小学童クラブ・南鶴牧小学童クラブは複数施設を一体的に運営するため複数施設の総定員で入所審査を致します。そのため、希望欄に記入する場合は「東寺方小学童クラブ」、「第一小学童クラブ第一・第二」、「第一小学童クラブ第三」「第二小学童クラブ」、「北諏訪小学童クラブ」、「西落合小学童クラブ」、「大松台小学童クラブ第一」、「大松台小学童クラブ第二」または「南鶴牧小学童クラブ」とご記入下さい。

在職（内定）証明書・内職等就労申立書

多摩市長殿

令和 年 月 日

証明者(事業所)

事業所名

住所

電話番号

代表者

○以下の事項（保護者記入欄除く）を証明者以外の者が記入した場合、無効となります。

※社判押印は不要です

（※証明者の方は裏面の注意事項を必ずお読みください）

（勤務終了時間＋通勤時間を記入ください）

就労状況	☐ 在職 ☐ 採用内定	帰宅時間	時	分		
就労場所	☐ 出社等（勤務場所と居住地が異なる ※会社や現場等へ出勤している） ☐ 自宅内（勤務先と居住地が同一 ※テレワーク、在宅ワーク等）		※兼ねる場合はより日数が多い方を選択			
就労者氏名						
就労者住所						
勤務先所在地						
仕事の内容（職種）			単身赴任中 （予定含む）	年 月 ～ 年 月 （※令和9年度以降終了見込みのもの）		
勤務日数 （該当に○をし、かつ記入）	1	月20日以上	一か月（ ）日			
	2	月16日以上20日未満				
	3	月12日以上16日未満				
	4	月12日未満				
雇用契約上の 勤務時間 （実労・休憩の合計） （該当に○をし、かつ記入）	1	勤務と休憩の合計が日中8時間以上				
	2	勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満				
	3	勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満				
	4	日中4時間未満（1日 時間）				
勤務時間帯 ※フレックスタイム制・裁量労働制の場合は標準的な就労時間帯を記入 コアタイム等がある場合は備考欄に記入	①	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数）	日
	②	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数）	日
	③	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数）	日
働き方	☐ 固定の労働制 ☐ シフト制 ☐ 変形労働時間制 ☐ フレックスタイム制 ☐ 裁量労働制 ☐ 把握していないため就労者に一任 ☐ その他（ ）					
定休日			不定休（ 週 ・ 月 日）			
仕事を始めた日 （始める日）	昭和 ・ 平成 ・ 令和		年 月 日			
雇用期間 （定めがある場合のみ記入）	年 月 日 ～ 年 月 日		更新・延長予定 ☐ 有 ☐ 無			
産前・産後休暇の取得	年 月 日 ～ 年 月 日					
育児休業の取得	年 月 日 ～ 年 月 日					
備考 （学童クラブ入所後に勤務時間・勤務日数が変わる場合等）						

○以下の事項は、学童クラブ申請者（保護者）記入欄です

学童クラブ申請者（保護者）記入欄

児童氏名 申請状況	フリガナ	（ ）学童クラブに 在 籍 中 / 申 請 中
証明書対象者	1・父 2・母 3・同居者（ ）	

※同一世帯で2人以上の児童が入所申請する場合、児童氏名は連名で記入し、申請書には最年少の児童に原本を、他の児童にはコピーを添付してください

証明者の方へ

この証明書を記入する際には、下記の事項にご注意ください。

1. この証明書は学童クラブ入所のために使用するものでその他の目的に使用することはありません。
2. 学童クラブ申請者（保護者）記入欄以外の欄はすべて事業所記入欄です。
3. 直筆記入する場合はボールペン等を用い、消せるボールペンは使用しないでください。
4. 支店等で証明される場合は支店長等の氏名に代えることができます。また、自営業の場合は、事業主が証明してください。
5. 各証明事項については漏れの無いように記入し、かつ該当事項を○で囲んでください。
（虚偽の証明は無効です）
6. 内容の訂正は、証明者（代表者）のみ可能です。証明者以外による改変、偽造については無効になりますので絶対にしないでください。
7. 雇用形態が派遣の場合の証明者は、派遣元・派遣先のどちらでもかまいません。この場合、勤務先所在地は派遣先事業所の所在地をご記入ください。
8. 多摩市公式ホームページに本様式や記入例があります。Excel版での提出も可能です、必要に応じてご利用ください。

※ 仕事の日数と時間

雇用契約上の日数と時間を記入してください。有給休暇は仕事の日数に含めてください。

勤務時間が複数ある場合は、それぞれの勤務日数割合を記入してください。

育児時短等を取得（予定）の方は短縮前の勤務日数と勤務時間を記入してください。

学童クラブ入所後、雇用契約上の勤務時間や勤務日数が変わる場合、変更後の予定を備考欄にご記入ください。育児休業の取得については、育児休業法の法律に基づいて適用される場合のみ記入してください。

※ 自営業で事務所が自宅と同居所だが、勤務日数の過半数以上事務所外で勤務している場合

「出社等」にご記入ください。また、勤務先住所にその旨がわかるようにご記入ください。（職種例）外装業、建設業

※ 勤務先の会社と自宅が別住所だが、勤務日数の過半数以上自宅で勤務している場合

「自宅内」にご記入ください。また、勤務先住所にその旨がわかるようにご記入ください。（例：テレワーク）

※ シフト勤務の場合

シフト勤務の方のうち、日によって就労時間数や時間帯が変わる方は、直近2か月分のシフト表（就労内定は標準シフト）を提出していただきます。書式は問いませんので、提出のご協力をお願いいたします。

※ 転居予定の場合

就労者が転居予定の場合は、「就労者住所」「通勤時間」に証明書作成時点での住所と通勤時間をご記入ください。なお、転居後の住所と通勤時間を把握している場合は、「備考」欄にその内容をご記入ください。

※ フレックスタイム制の場合

「備考」欄に出勤時間帯と退勤時間帯またはコアタイム（必ず勤務すべき時間）をご記入ください。

（例）出勤8:00～10:00 退勤16:00～19:00 勤務と休憩の合計が1日最低8時間以上

（例）10:00～15:00はコアタイムとし、必ず就労している。

なお、日数平均で実労・休憩の時間を満たすものと見なします。

また、直近2か月分の勤務実績を提出してください。

※ 帰宅時間について

勤務の終了時間に通勤時間を加えた時間をご記入ください。

※ 恒常的（6箇月以上連続）な残業がある場合（記入は任意です）

6箇月以上連続で残業がある場合、申請書下部「備考欄」に「恒常的な残業あり」と記入の上、申請書上部「帰宅時間」に残業合計時間の平均を含めた帰宅時間をご記入ください。

◎証明内容を照会させていただく場合があります。

記入例はこちらから→



【問合せ先はこちら】

<https://logoform.jp/form/4N4o/1798817>



在職（内定）証明書・内職等就労申立書

多摩市長殿

令和 年 月 日

証明者(事業所)

事業所名

住所

電話番号

代表者

○以下の事項（保護者記入欄除く）を証明者以外の者が記入した場合、無効となります。

※社判押印は不要です

（※証明者の方は裏面の注意事項を必ずお読みください）

（勤務終了時間＋通勤時間を記入ください）

就労状況	☐ 在職 ☐ 採用内定	帰宅時間	時	分		
就労場所	☐ 出社等（勤務場所と居住地が異なる ※会社や現場等へ出勤している） ☐ 自宅内（勤務先と居住地が同一 ※テレワーク、在宅ワーク等）		※兼ねる場合はより日数が多い方を選択			
就労者氏名						
就労者住所						
勤務先所在地						
仕事の内容（職種）			単身赴任中 （予定含む）	年 月 ～ 年 月 （※令和9年度以降終了見込みのもの）		
勤務日数 （該当に○をし、かつ記入）	1	月20日以上	一か月（ ）日			
	2	月16日以上20日未満				
	3	月12日以上16日未満				
	4	月12日未満				
雇用契約上の 勤務時間 （実労・休憩の合計） （該当に○をし、かつ記入）	1	勤務と休憩の合計が日中8時間以上				
	2	勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満				
	3	勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満				
	4	日中4時間未満（1日 時間）				
勤務時間帯 ※フレックスタイム制・裁量労働制の場合は標準的な就労時間帯を記入 コアタイム等がある場合は備考欄に記入	①	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数）	日
	②	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数）	日
	③	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数）	日
働き方	☐ 固定の労働制 ☐ シフト制 ☐ 変形労働時間制 ☐ フレックスタイム制 ☐ 裁量労働制 ☐ 把握していないため就労者に一任 ☐ その他（ ）					
定休日			不定休（ 週 ・ 月 日）			
仕事を始めた日 （始める日）	昭和 ・ 平成 ・ 令和		年 月 日			
雇用期間 （定めがある場合のみ記入）	年 月 日 ～ 年 月 日		更新・延長予定 ☐ 有 ☐ 無			
産前・産後休暇の取得	年 月 日 ～ 年 月 日					
育児休業の取得	年 月 日 ～ 年 月 日					
備考 （学童クラブ入所後に勤務時間・勤務日数が変わる場合等）						

○以下の事項は、学童クラブ申請者（保護者）記入欄です

学童クラブ申請者（保護者）記入欄

児童氏名 申請状況	フリガナ	（ ）学童クラブに 在 籍 中 / 申 請 中
証明書対象者	1・父 2・母 3・同居者（ ）	

※同一世帯で2人以上の児童が入所申請する場合、児童氏名は連名で記入し、申請書には最年少の児童に原本を、他の児童にはコピーを添付してください

証明者の方へ

この証明書を記入する際には、下記の事項にご注意ください。

1. この証明書は学童クラブ入所のために使用するものでその他の目的に使用することはありません。
2. 学童クラブ申請者(保護者)記入欄以外の欄はすべて事業所記入欄です。
3. 直筆記入する場合はボールペン等を用い、消せるボールペンは使用しないでください。
4. 支店等で証明される場合は支店長等の氏名に代えることができます。また、自営業の場合は、事業主が証明してください。
5. 各証明事項については漏れの無いように記入し、かつ該当事項を○で囲んでください。
(虚偽の証明は無効です)
6. 内容の訂正は、証明者(代表者)のみ可能です。証明者以外による改変、偽造については無効になりますので絶対にしないでください。
7. 雇用形態が派遣の場合の証明者は、派遣元・派遣先のどちらでもかまいません。この場合、勤務先所在地は派遣先事業所の所在地をご記入ください。
8. 多摩市公式ホームページに本様式や記入例があります。Excel版での提出も可能です、必要に応じてご利用ください。

※ 仕事の日数と時間

雇用契約上の日数と時間を記入してください。有給休暇は仕事の日数に含めてください。

勤務時間が複数ある場合は、それぞれの勤務日数割合を記入してください。

育児時短等を取得(予定)の方は短縮前の勤務日数と勤務時間を記入してください。

学童クラブ入所後、雇用契約上の勤務時間や勤務日数が変わる場合、変更後の予定を備考欄にご記入ください。育児休業の取得については、育児休業法の法律に基づいて適用される場合のみ記入してください。

※ 自営業で事務所が自宅と同居所だが、勤務日数の過半数以上事務所外で勤務している場合

「出社等」にご記入ください。また、勤務先住所にその旨がわかるようにご記入ください。(職種例)外装業、建設業

※ 勤務先の会社と自宅が別住所だが、勤務日数の過半数以上自宅で勤務している場合

「自宅内」にご記入ください。また、勤務先住所にその旨がわかるようにご記入ください。(例:テレワーク)

※ シフト勤務の場合

シフト勤務の方のうち、日によって就労時間数や時間帯が変わる方は、直近2か月分のシフト表(就労内定は標準シフト)を提出していただきます。書式は問いませんので、提出のご協力をお願いいたします。

※ 転居予定の場合

就労者が転居予定の場合は、「就労者住所」「通勤時間」に証明書作成時点での住所と通勤時間をご記入ください。なお、転居後の住所と通勤時間を把握している場合は、「備考」欄にその内容をご記入ください。

※ フレックスタイム制の場合

「備考」欄に出勤時間帯と退勤時間帯またはコアタイム(必ず勤務すべき時間)をご記入ください。

(例) 出勤8:00~10:00 退勤16:00~19:00 勤務と休憩の合計が1日最低8時間以上

(例) 10:00~15:00はコアタイムとし、必ず就労している。

なお、日数平均で実労・休憩の時間を満たすものと見なします。

また、直近2か月分の勤務実績を提出してください。

※ 帰宅時間について

勤務の終了時間に通勤時間を加えた時間をご記入ください。

※ 恒常的(6箇月以上連続)な残業がある場合(記入は任意です)

6箇月以上連続で残業がある場合、申請書下部「備考欄」に「恒常的な残業あり」と記入の上、申請書上部「帰宅時間」に残業合計時間の平均を含めた帰宅時間をご記入ください。

◎証明内容を照会させていただく場合があります。

記入例はこちらから→



【問合せ先はこちら】

<https://logoform.jp/form/4N4o/1798817>



在職（内定）証明書・内職等就労申立書

多摩市長殿

令和 年 月 日

証明者(事業所)

事業所名

住所

電話番号

代表者

○以下の事項（保護者記入欄除く）を証明者以外の者が記入した場合、無効となります。

※社判押印は不要です

（※証明者の方は裏面の注意事項を必ずお読みください）

（勤務終了時間＋通勤時間を記入ください）

就労状況	☐ 在職 ☐ 採用内定		帰宅時間	時 分	
就労場所	☐ 出社等（勤務場所と居住地が異なる ※会社や現場等へ出勤している） ☐ 自宅内（勤務先と居住地が同一 ※テレワーク、在宅ワーク等）				※兼ねる場合はより日数が多い方を選択
就労者氏名					
就労者住所					
勤務先所在地					
仕事の内容（職種）			単身赴任中 （予定含む）	年 月 ～ 年 月 （※令和9年度以降終了見込みのもの）	
勤務日数 （該当に○をし、かつ記入）	1	月20日以上		一か月（ ）日	
	2	月16日以上20日未満			
	3	月12日以上16日未満			
	4	月12日未満			
雇用契約上の 勤務時間 （実労・休憩の合計） （該当に○をし、かつ記入）	1	勤務と休憩の合計が日中8時間以上			
	2	勤務と休憩の合計が日中6時間以上8時間未満			
	3	勤務と休憩の合計が日中4時間以上6時間未満			
	4	日中4時間未満（1日 時間）			
勤務時間帯 ※フレックスタイム制・裁量労働制の場合は標準的な就労時間帯を記入 コアタイム等がある場合は備考欄に記入	①	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数） 日
	②	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数） 日
	③	時 分 ～ 時 分	うち 実働 休憩	時間 分 時間 分	勤務割合 （日数） 日
働き方	☐ 固定の労働制 ☐ シフト制 ☐ 変形労働時間制 ☐ フレックスタイム制 ☐ 裁量労働制 ☐ 把握していないため就労者に一任 ☐ その他（ ）				
定休日			不定休（ 週 ・ 月 日）		
仕事を始めた日 （始める日）	昭和 ・ 平成 ・ 令和		年 月 日		
雇用期間 （定めがある場合のみ記入）	年 月 日 ～ 年 月 日		更新・延長予定 ☐ 有 ☐ 無		
産前・産後休暇の取得	年 月 日 ～ 年 月 日				
育児休業の取得	年 月 日 ～ 年 月 日				
備考 （学童クラブ入所後に勤務時間・勤務日数が変わる場合等）					

○以下の事項は、学童クラブ申請者（保護者）記入欄です

学童クラブ申請者（保護者）記入欄

児童氏名 申請状況	フリガナ	（ ）学童クラブに 在 籍 中 / 申 請 中
証明書対象者	1・父 2・母 3・同居者（ ）	

※同一世帯で2人以上の児童が入所申請する場合、児童氏名は連名で記入し、申請書には最年少の児童に原本を、他の児童にはコピーを添付してください

証明者の方へ

この証明書を記入する際には、下記の事項にご注意ください。

1. この証明書は学童クラブ入所のために使用するものでその他の目的に使用することはありません。
2. 学童クラブ申請者（保護者）記入欄以外の欄はすべて事業所記入欄です。
3. 直筆記入する場合はボールペン等を用い、消せるボールペンは使用しないでください。
4. 支店等で証明される場合は支店長等の氏名に代えることができます。また、自営業の場合は、事業主が証明してください。
5. 各証明事項については漏れの無いように記入し、かつ該当事項を○で囲んでください。
（虚偽の証明は無効です）
6. 内容の訂正は、証明者（代表者）のみ可能です。証明者以外による改変、偽造については無効になりますので絶対にしないでください。
7. 雇用形態が派遣の場合の証明者は、派遣元・派遣先のどちらでもかまいません。この場合、勤務先所在地は派遣先事業所の所在地をご記入ください。
8. 多摩市公式ホームページに本様式や記入例があります。Excel版での提出も可能です、必要に応じてご利用ください。

※ 仕事の日数と時間

雇用契約上の日数と時間を記入してください。有給休暇は仕事の日数に含めてください。

勤務時間が複数ある場合は、それぞれの勤務日数割合を記入してください。

育児時短等を取得（予定）の方は短縮前の勤務日数と勤務時間を記入してください。

学童クラブ入所後、雇用契約上の勤務時間や勤務日数が変わる場合、変更後の予定を備考欄にご記入ください。育児休業の取得については、育児休業法の法律に基づいて適用される場合のみ記入してください。

※ 自営業で事務所が自宅と同居所だが、勤務日数の過半数以上事務所外で勤務している場合

「出社等」にご記入ください。また、勤務先住所にその旨がわかるようにご記入ください。（職種例）外装業、建設業

※ 勤務先の会社と自宅が別住所だが、勤務日数の過半数以上自宅で勤務している場合

「自宅内」にご記入ください。また、勤務先住所にその旨がわかるようにご記入ください。（例：テレワーク）

※ シフト勤務の場合

シフト勤務の方のうち、日によって就労時間数や時間帯が変わる方は、直近2か月分のシフト表（就労内定は標準シフト）を提出していただきます。書式は問いませんので、提出のご協力をお願いいたします。

※ 転居予定の場合

就労者が転居予定の場合は、「就労者住所」「通勤時間」に証明書作成時点での住所と通勤時間をご記入ください。なお、転居後の住所と通勤時間を把握している場合は、「備考」欄にその内容をご記入ください。

※ フレックスタイム制の場合

「備考」欄に出勤時間帯と退勤時間帯またはコアタイム（必ず勤務すべき時間）をご記入ください。

（例）出勤8:00～10:00 退勤16:00～19:00 勤務と休憩の合計が1日最低8時間以上

（例）10:00～15:00はコアタイムとし、必ず就労している。

なお、日数平均で実労・休憩の時間を満たすものと見なします。

また、直近2か月分の勤務実績を提出してください。

※ 帰宅時間について

勤務の終了時間に通勤時間を加えた時間をご記入ください。

※ 恒常的（6箇月以上連続）な残業がある場合（記入は任意です）

6箇月以上連続で残業がある場合、申請書下部「備考欄」に「恒常的な残業あり」と記入の上、申請書上部「帰宅時間」に残業合計時間の平均を含めた帰宅時間をご記入ください。

◎証明内容を照会させていただく場合があります。

記入例はこちらから→



【問合せ先はこちら】

<https://logoform.jp/form/4N4o/1798817>



診断書

氏 名：_____

診 断 名：_____

種別（複数チェック可）：

☐ 精神的疾患 ☐ 身体的疾患 ☐ 常時病臥 ☐ 難病 ☐ 感染症 ☐ 一般療養

診 断 日：_____年 _____月 _____日

入 院： ☐ 無 ☐ 有 （ _____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日 ）

通 院： ☐ 週 _____回 程度 ☐ 月 _____回程度 ☐ 不定期

療養期間： ☐ 決まっている（ _____年 _____月頃まで） ☐ 未定

治療期間： ☐ 決まっている（ _____年 _____月頃まで） ☐ 未定

治療内容： _____

令和 _____年 _____月 _____日

医 療 機 関 名：

連 絡 先：

担 当 医 師 名：

印

【問合せ先】 多摩市子ども青少年部児童青少年課

電話 042-338-6884 FAX 042-372-7988

学童クラブ申請者記入欄		
申請者住所		
フリガナ		
児童氏名		
申請状況	（ _____ ）学童クラブに在籍中	第一希望（ _____ ）学童クラブに申請中
どなたの証明書ですか	父 ・ 母 ・ 同居者 （ _____ ）	